愛鷹エンジョイカップ（テニス大会）参加者

申問 愛鷹運動公園テニスコート
☎055・920・8688

問 緑地公園課（管理・緑化推進係）
☎055・934・4795

とき 平成28年1月10日(日)、9時から
ところ 愛鷹運動公園テニスコート
種目 団体戦男女各2人以上で1チーム
募集数 40チーム（先着順）
参加料 5150円（保険料等）
申込方法 12月8日(火)、9時から愛鷹運動公園テニスコートにある所定の用紙を直接またはファクスで
※試合方法等の詳細は、お問い合わせ下さい。

借上型県営住宅入居者

申問 県住宅供給公社東部支所
☎055・920・2271

問 住宅営繕課（市営住宅係）
☎055・934・4792

募集住宅 ルミエール花園（花園町）（12戸、内車椅子使用者向き1戸）
入居資格 住宅に困窮している人、所得が公営住宅法で定める金額以下の人他
申込期間 12月14日(月)～18日(金)
※申込方法等の詳細は、お問い合わせ下さい。

催し

おはなしフェスティバル

問 市立図書館（管理・事業係）
☎055・952・1234

親子で楽しめるエコ工作やおはなし、手遊び等を行います。

とき 12月12日(土)
時間 ①工作の部＝13時～13時30分 ②おはなしの部＝13時45分～15時
ところ 市立図書館視聴覚ホール他
定員 ②のみ200人（当日先着順）

沼津市民憲章講演会「テレビ寺子屋公開収録」

申問 沼津市市民憲章推進協議会事務局（市民協働課内）
☎055・934・4807
FAX055・931・2606

とき 平成28年1月21日(木)、開演13時15分（開場12時30分）
ところ 市民文化センター小ホール
演題 「幸せになるコミュニケーション」他
講師 大谷由里子さん（人材活性プロデューサー）
定員 300人（先着順）
申込方法 12月7日(月)、9時から電話またはファクスで

明治史料館企画展「地域の歴史シリーズ1 へだ」

問 明治史料館
☎055・923・3335

市内各地域の歴史を紹介する企画展として、本年合併10周年を迎えた戸田地区の歴史を紹介します。

とき 12月19日(土)～平成28年2月28日(日)、9時～16時30分
ところ 明治史料館
観覧料 大人200円、小・中学生100円（市内の小・中学生無料）
休館日 月曜日、祝日の翌日、年末年始、毎月の最終平日

駿河湾深海魚シンポジウム&試食会

申問 戸田観光協会
☎0558・94・3115
FAX0558・94・3116

問 観光交流課（企画係）
☎055・934・4747

深海魚の専門家を招いたシンポジウムと新たな深海魚料理の試食会を開催します。

とき 12月20日(日)、13時30分～16時
ところ くるら戸田会議室
講師 猿渡敏郎さん（東京大学大気海洋研究所助教）他
定員 50人（先着順）
参加料 千円
申込方法 12月8日(火)、9時から氏名、電話番号、参加者人数を明記してファクスでゼントします。
※参加者には深海魚カレンダーをプレ

深海魚カレンダー採用写真

沼津ジャズフェスティバル

問 市民文化センター
☎055・932・6111

問 文化振興課（文化事業係）
☎055・934・4812

とき 平成28年3月13日(日)、開演13時
ところ 市民文化センター小ホール
出演 沼津燦々（さんさん）ジャズオーケストラ他
入場料 1500円（全席指定、未就学児入場不可）
チケット 12月11日(金)から市民文化センターチケットコーナー及び各プレイガイドで発売

第46回沼津農林まつり

問 沼津農林まつり実行委員会
☎055・933・7009

問 農林農地課（農林振興係）
☎055・934・4751

とき 12月20日(日)、9時30分～14時
ところ プラサヴェルデ多目的ホール
内容 農産物の即売・競り売り、物産販売、各種体験コーナー他
※買い物袋を持参して下さい。

富士山麓アカデミック&サイエンスフェア2015

問 A&Sフェア実行委員会事務局（東海大学海洋学部清水事務課研究支援）
☎054・334・0411

問 商工振興課（工業係）
☎055・934・4799

県東部地域の大学・高専の学生による研究成果や取り組みを紹介、発表します。

とき 12月11日(金)、13時～16時
ところ プラサヴェルデ多目的ホール
※当日、直接会場へどうぞ。

狩野川健康マラソン

問 NPO法人沼津市体育協会（市民体育館内）
☎055・922・7201

問 スポーツ振興課（市民体育館）
☎055・922・7200

とき 12月13日(日)、9時45分から（雨天中止、受け付けは8時40分～9時20分）
集合場所 中央公園
種目 2㎞、4㎞
対象 市内に住む小学生以上の人（小学生は保護者の承諾が必要）
※当日、直接集合場所へどうぞ。

サンウェルぬまづふれあいクリスマス

申問 サンウェルぬまづふれあい交流室
☎055・922・1501

問 社会福祉課（福祉企画室）
☎055・934・4824

とき 12月20日(日)、10時30分から
ところ サンウェルぬまづふれあい交流室
内容 人形劇、サンタと一緒に歌やゲーム、高齢者とふれあい等
定員 100人（先着順）
申込方法 12月8日(火)、9時30分から直接または電話で

お知らせ

公的個人認証サービスの電子証明書の発行を受けている人へ

問 市民課（受付係）
☎055・934・4721

マイナンバー制度の導入に伴い、住民基本台帳カードへの公的個人認証サービスの電子証明書の発行は12月22日(火)をもって終了となります。それに代わるものとして、平成28年1月から交付開始される個人番号カードへの公的個人認証サービスの電子証明書の発行が開始されます。この個人番号カードには電子証明書が搭載されますが、個人番号カードは即日交付することができないため、確定申告での利用を予定してる人はご注意下さい。なお、すでにお持ちの電子証明書は有効期限満了日まで利用できますので、引き続き確定申告にご利用下さい。またこの有効期限の更新も可能です。希望する人は12月22日までに市民課で手続きをして下さい。
※詳細は、お問い合わせ頂くか、市ホームページをご覧下さい。

広報ぬまづ 検索

平成28年度給与支払報告書の提出期限について

申問 市民税課（市民税係）
☎055・934・4735

平成28年度（平成27年分）給与支払報告書の提出期限は平成28年2月1日(月)です。早めの提出をお願いします。また、複数の事業所分を提出する場合は、提出一覧表を添付して下さい。なお、普通徴収を希望する場合は、普通徴収切替理由書の提出が必要です。
※電子申告（eLTAX）での提出も可能です。詳細は、ホームページをご覧下さい。
※前々年の提出枚数が千枚以上である事業所は電子媒体またはeLTAXによる提出が義務化されています。
※電子媒体による提出の場合は事前の申請が必要です。

ホームページアドレス
http://www.eltax.jp/

市税・国民健康保険料の夜間・休日窓口

問 納税管理課（管理係）
☎055・934・4730

問 国民健康保険課（収納係）
☎055・934・4727

夜間窓口 市税＝12月8日(火)・17日(木)、17時15分～20時
国民健康保険料＝12月8日(火)・17日(木)、18時15分～20時
休日窓口 12月20日(日)、9時～15時
ところ 市役所2階納税管理課
市役所1階国民健康保険課

臨時福祉給付金の申請

申問 臨時福祉給付金室
☎055・934・4848

消費税率の引き上げに伴い、所得の低い人への負担軽減のため、臨時福祉給付金を支給しています。まだ申請していない人は期限までに申請をしましょう。

対象 平成27年度分市民税（均等割）が課税されない人
※自身を扶養している人が課税される場合や生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。
支給額 1人につき6千円
申請期限 平成28年2月1日(月)

耐震補強等の補助制度

申問 建築指導課（安全推進係）
☎055・934・4759

木造住宅の耐震化（事前の申請が必要）
助成対象 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
内容
・耐震補強相談士による無料耐震診断
・補強計画の作成9万6千円（高齢者のみが居住する住宅は14万4千円）
・補強工事50万円（高齢者のみが居住する住宅等は70万円）

ブロック塀の撤去・改善工事（事前の申請が必要）
助成対象 倒壊または転倒の恐れのあるブロック塀等（道路に面し、基礎を除く高さ60㎝を超えるもの）
内容 撤去にかかる費用または撤去し防災上安全な塀への改善にかかる費用

対象		内容
撤去	一般	工事費と「8900円／m×長さ」と比較して少ない額の2分の1かつ上限10万円
	津波避難路	工事費と「3万2000円／m×長さ」と比較して少ない額
改善	一般	工事費と「3万8400円／m×長さ」と比較して少ない額の2分の1かつ上限25万円
	津波避難路	工事費と「3万8400円／m×長さ」と比較して少ない額

市民体育館の休館

問 スポーツ振興課（市民体育館）
☎055・922・7200

全館清掃を行うため、休館します（予約受付等の窓口業務は、8時30分～17時15分まで行います）。

とき 12月14日(月)、平成28年3月28日(月)

明治史料館の休館

問 明治史料館
☎055・923・3335

展示替えのため休館します。

とき 12月14日(月)～18日(金)

野外での焼却行為（野焼き）はやめましょう

問 環境政策課（環境保全係）
☎055・934・4740

ごみ等の野外での焼却行為は、悪臭やすすが発生するほか、有害なダイオキシン類を発生する恐れがあるため、農林業者が害虫駆除、霜害防止などやむを得ない場合を除いて法令で原則禁止されています。ごみ等は、周囲の迷惑にならないような処理を心掛けましょう。
※詳細は、市ホームページをご覧下さい。

広報ぬまづ 検索